

事務連絡
平成29年2月28日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事における社会保険等未加入対策について

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成26年9月30日閣議決定により変更。以下「適正化指針」という。）では、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であるとされています。

これまで、国土交通省直轄工事においては、原則として、受注者が一次下請契約を締結する下請負人を社会保険等加入業者に限定する措置を試行するとともに、地方公共団体に対しては、「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成28年6月16日付け総行行第123号・国土入企第6号）等で、法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）の排除に取り組むよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第20条第2項に基づき要請してきたところです。

この度、別添のとおり、平成29年4月1日以降に入札契約手続を行う国土交通省直轄工事においては、二次以下も含めた全ての下請負人についても社会保険等加入業者に限定する取組を実施すること等とともに、各都道府県及び各指定都市に対し、国土交通省直轄工事における取組を参考として、自らの発注する工事における社会保険等未加入対策について、適切に対応するよう、別紙のとおり要請しましたので、お知らせします。

貴職におかれでは、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方をお願いします。

国地契第73号
国官技第288号
国営管第416号
国営計第95号
国土建第431号
国港総第464号
国港技第66号
国空予管第465号
国空安保第574号
国空交企第726号
国北予第34号
平成29年2月24日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	建設部長	殿
	港湾空港部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各 地 方 航 空 局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿

國土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
土地・建設産業局建設業課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局安全部空港安全・保安対策課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公印省略)

「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」
の一部改正について

国土交通省直轄工事における建設業者の社会保険等未加入対策については、「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」（平成26年5月16日付け国地契第4号、国官技第23号、国営管第40号、国営計第11号、国土建第8号、国港総第34号、国港技第7号、国空予管第49号、国空安保第31号、国空交企第54号、国北予第5号。以下「通達」という。）に基づき、工事の請負契約に係る一般競争に参加する者に必要な資格の審査において社会保険等未加入建設業者を受け付けないこととすることや全ての社会保険等未加入建設業者を建設業担当課に通報すること等に加えて、原則として、受注者が一次下請契約を締結する下請負人を社会保険等加入建設業者に限定する措置の試行を行ってきたところである。

今般、上記試行について、運用状況を踏まえて本格実施するとともに、二次以下の下請負人についても社会保険等加入建設業者に限定することとし、平成29年4月1日以降に入札契約手続を行う工事から適用することとする。

また、二次以下の下請負人に係る受注者に対する制裁金等の措置については、平成29年10月1日以降に入札契約手続を行う工事から適用することとする。

これらを踏まえ、通達を下記のとおり改正するので、遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」（平成26年5月16日付け国地契第4号、国官技第23号、国営管第40号、国営計第11号、国土建第8号、国港総第34号、国港技第7号、国空予管第49号、国空安保第31号、国空交企第54号、国北予第5号）の一部改正について

記1. を次のように改める。

1. 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等

下請契約を締結する工事において、受注者は、原則として、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としないものとする。社会保険等未加入建設業者の排除等に関する具体的な手続は以下のとおりとする。

（1）社会保険等未加入建設業者の確認等

監督職員（契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第18条に定める者をいう。以下同じ。）は、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとする。確認の詳細については、別記1に掲げる各通知の規定によるものとする。

① 一次下請負人（受注者が直接下請契約を締結する建設業者をいう。以下同じ。）が社会保険等未加入建設業者である場合

監督職員は、当該一次下請負人に係る契約書及び施工体制台帳（当該社

会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下「下請契約書等」という。) の写しを契約担当課(地方支分部局等(大臣官房官庁営繕部、航空局、地方整備局、北海道開発局及び地方航空局をいう。以下同じ。)において入札及び契約を担当する課をいう。以下同じ。)に送付するものとする。

また、受注者に対して、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面(以下「特別事情申請書」という。)を速やかに提出するよう書面にて通知するものとする。

この際、特別事情申請書によつても当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情を有すると発注者が認めない場合には、工事請負契約書(別記2に規定する各通知の別冊の工事請負契約書をいう。以下同じ。)第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

契約担当課は監督職員からの下請契約書等の写しの送付を受け、契約違反のおそれが発生した旨を地方整備局長、副局长又は次長(以下「局長等」という。大臣官房官庁営繕部の所掌に係る工事の場合にあっては大臣官房官庁営繕部長、航空局及び地方航空局(以下「航空局等」という。)の所掌に係る工事の場合にあってはそれぞれ航空局長又は地方航空局長、北海道開発局の所掌に係る工事にあっては北海道開発局長をいう。以下同じ。)及び事務所長(事務所長が分任支出負担行為担当官又は監督職員となっている工事に限る。また、航空局等の所掌に係る工事の場合にあっては、国土交通省所管会計事務取扱規則(平成13年1月6日付け国土交通省訓令第60号)第19条に基づき分任支出負担行為担当官として支出負担行為事務が委任されている者が分任支出負担行為担当官又は監督職員となっている工事に限る。以下同じ。)に報告するものとする。

その後受注者から特別事情申請書が提出された場合には、監督職員は契約担当課へ特別事情申請書を送付するものとする。

契約担当課及び技術担当課(地方支分部局等において工事の品質確保又は監督若しくは検査を担当する課又は室をいう。以下同じ。)は、特別事情申請書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行うものとする。

局長等又は事務所長は当該特別の事情に該当するか否かを決定するものとするが、当該決定に当たっては、委員会等による審議結果を活用しても差し支えない。

また、特別事情申請書が提出されなかつた場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。

② ①以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合

監督職員は、施工体制台帳(再下請負通知書を含み、当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下同じ。)の写しを契約担当課に送付するものとする。

また、受注者に対して、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう書面にて通知するとともに、当該通知を行つた日から30日以内

に、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）又は特別事情申請書を契約担当課に提出することを求めるものとする。

この際、当該期間（延長があった場合は、延長後の期間）内に確認書類が提出されず、かつ、当該特別の事情を有すると認められなかつた場合には、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

ただし、受注者が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると発注者が認める場合は、発注者は、確認書類又は特別事情申請書の提出期間を60日（当該下請負人が、二次下請負人（一次下請負人が、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合における当該他の建設業を営む者をいう。）以外の下請負人のときは90日）に延長することができるものとする。

契約担当課においては、施工体制台帳の写しの送付を受け、契約違反のおそれが発生した旨を局長等及び事務所長に報告するものとする。

その後受注者から特別事情申請書が提出された場合の取扱いは、①に準ずるものとする。

(2) (1)①に該当する場合における受注者に対する制裁金の請求の事前通知等

① 特別の事情を有しないと認めた場合

契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由並びに以下の計算式により算出した額の制裁金を請求することとなる旨を通知するものとする。

$$P = C \times 0.1$$

P：制裁金の額

C：受注者と社会保険等未加入建設業者である一次下請負人との下請契約に係る請負代金額（※）

（※）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条の規定に基づき受注者から最終的に提出された下請契約書等に記載された請負代金額を用いるものとする。

なお、工期（受発注者間の契約における工期をいう。以下同じ。）内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。

② 特別の事情を有すると認めた場合

契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、一定の期間を指定しその期間内に確認書類を契約担当課に提出するよう求めるものとする。

この際、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかつた場合には、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

その後当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、①に規定する額の制裁金を請求することとなる旨を受注者に対して通知するものとする。

なお、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。

- (3) (1)②に該当する場合において、同規定に定める期間（延長があったときは、延長後の期間）内に確認書類が提出されなかったときの受注者に対する通知等

① 特別の事情を有しないと認めた場合

契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由を通知するものとする。

なお、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。

② 特別の事情を有すると認めた場合

契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう求めるものとする。

- (4) 制裁金の請求に係る会計担当課への通知

契約担当課は、受注者に対して制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、速やかに、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第12条の規定に基づき、工事請負契約書第7条の2の違反に起因して債権が発生した旨の債権発生通知書を会計担当課（地方支分部局等において経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事を担当する課をいう。）に送付するものとする。なお、その際には債権発生の金額や経緯を纏めた書類（任意様式）及び最終的に提出された当該社会保険等未加入建設業者に係る契約書や施工体制台帳の写しを添付するものとする。

- (5) 建設業担当課への通報

契約担当課は、(2)①又は②の場合にあっては受注者に対して制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、(3)①の場合にあっては当該特別の事情を有しないと認めた旨の通知を行った後、②の場合にあっては当該特別の事情を有すると認めた旨の通知を行った後、速やかに、当該工事を発注した地方支分部局等における建設業者の指導及び監督に関する事を担当する課（大臣官房官庁営繕部及び航空局等の所掌に係る工事の場合にあっては、土地・建設産業局建設業課。以下「建設業担当課」という。）に、発注者名、工事件名、当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号及び住所を通報するものとする。なお、その際には、当該社会保険等未加入建設業者に係る施工体制台帳の写しを添付するものとする。

- (6) 許可権者による指導等

建設業担当課は、契約担当課から通報を受けたときは、当該社会保険等未加入建設業者の許可権者に連絡することとし、連絡を受けた許可権者は、必要に応じて建設業担当課と連携し建設業許可申請時（許可の更新時を含む。）及び経営事項審査時等と同様に社会保険等の加入に係る指導等の手続を行うものとする。

記2. (1)中「1. (2)①又は②（発注者の指定する期間内に確認書類の提出がなかった場合に限る。）に該当する場合」を「1. (2)①又は②の場合において、受注者に対して制裁金を請求することとなる旨の通知を行ったとき」に、「技術担当課に、その内容」を「技術担当課のその旨」に改める。

記3. (1)中「理由書面」を「特別事情申請書」に、「保存しておく」を「保存する」に改め、同条(2)中「工期終了後に、」を「それぞれの下請負人が行う工事の終了後に、当該」に、「取り扱うこと。」を「取り扱うものとする。」に改める。

第二 「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」の一部改正について

記1. (3)の見出し中「通知等」を「制裁金の請求の事前通知等」に改め、同項①を次のように改める。

① 特別の事情を有しないと認めた場合

契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由並びに以下の計算式により算出した額の制裁金を請求することとなる旨を通知するものとする。

$$P = C \times 0.05$$

P : 制裁金の額

C : 社会保険等未加入建設業者とその注文者（※1）との下請契約に係る請負代金額（※2）

（※1）社会保険等未加入建設業者の直近上位の下請負人（受注者を除く。）をいう。

（※2）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条の規定に基づき受注者から最終的に提出された施工体制台帳に記載された請負代金額を用いるものとする。

なお、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。

記1. (5)中「(2)①又は②」を「(2)①、②又は(3)①」に改め、「①の場合にあっては当該特別の事情を有しないと認めた旨の通知を行った後、」を削る。

記2. の見出し中「社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した」を削り、同条(1)中「1. (2)①又は②」を「1. (2)①、②又は(3)①」に改める。

附 則

この通達は、平成29年4月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。ただし、記第二の規定は、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。

国土入企第26号
平成29年2月28日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
(市区町村担当課、契約担当課扱い)
各指定都市入札契約担当部局長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事における社会保険等未加入対策について

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成26年9月30日閣議決定により変更。以下「適正化指針」という。）では、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であるとされております。これを受け、これまで「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成28年6月16日付け総行行第123号・国土入企第6号）等で、法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）の排除に取り組むよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第20条第2項に基づき要請してきたところです。

また、国土交通省直轄工事においては、これまで、工事の請負契約に係る一般競争に参加する者に必要な資格の審査において社会保険等未加入業者を受け付けないこととすることや全ての社会保険等未加入業者を建設業担当課に通報すること等に加えて、原則として、受注者が一次下請契約を締結する下請負人を社会保険等加入業者に限定する措置を試行してきたところです。

この度、別添のとおり、平成29年4月1日以降に入札契約手続を行う国土交通省直轄工事においては、この試行を本格実施するとともに、二次以下も含めた全ての下請負人についても社会保険等加入業者に限定する取組を実施することとしました。なお、二次以下の下請負人に係る受注者に対する制裁金等の措置については、平成29年10月1日以降に入札契約手続を行う工事から適

用します。

各地方公共団体におかれては、国土交通省直轄工事における取組を参考として、自らの発注する工事における社会保険等未加入対策について、適切に対応されるようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に對しても、周知をお願いします。

This image shows a scanned document page with Japanese text. The text is organized into several sections, each starting with a bolded heading followed by explanatory text. The content appears to be a formal notice or regulation, possibly related to insurance or labor rights, given the context of the headings like '労働者' (worker) and '労働契約' (labor contract). The text is written in a clear, professional style typical of legal documents.

平成29年10月1日より適用

当該へ特別事情申請書を送付するものとする。	当該へ特別事情申請書を送付するものとする。	理由書面を送付するものとする。 契約担当課及び技術担当課（地方支分部局等において工事の品質確保又は監督若しくは検査を担当する課又は室をいう。以下同じ。）は、特別事情申請書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行うものとする。 局長等又は事務所長は当該特別の事情に該当するか否かを決定するものとするが、当該決定に当たっては、委員会等による審議結果を活用しても差し支えないが、当該決定に当たっては、委員会等による審議結果を活用しても差し支えない。
また、特別事情申請書が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。	また、特別事情申請書が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。	また、理由書面が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。
② ①以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合 監督職員は、施工体制台帳（再下請負通知書を含み、当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下同じ。）の写しを契約担当課に送付するものとする。	② ①以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合 監督職員は、施工体制台帳（再下請負通知書を含み、当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下同じ。）の写しを契約担当課に送付するものとする。 また、受注者に対して、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう書面にて通知するとともに、未賃通知を行った日から30日以内に、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）又は特別事情申請書を契約担当課に提出することを求めるものとする。 この際、当該期間（延長があった場合は、延長後の期間）内に確認書類が提出されず、かつ、当該特別の事情を有すると認められなかつた場合には、工事請負約款第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。	② ①以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合 監督職員は、施工体制台帳（再下請負通知書を含み、当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下同じ。）の写しを契約担当課に送付するものとする。 また、受注者に対して、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう書面にて通知するとともに、未賃通知を行った日から30日以内に、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）又は特別事情申請書を契約担当課に提出することを求めるものとする。 この際、当該期間（延長があった場合は、延長後の期間）内に確認書類が提出されず、かつ、当該特別の事情を有すると認められなかつた場合には、工事請負約款第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

平成 29 年 10 月 1 日より適用	平成 29 年 4 月 1 日より適用	現行
<p>なお、工場（受発注者間の契約における工期をいう。以下同じ。）内かつ当該通知後ににおいても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が繼續している場合には、監督職員は一定の期間を定めて、受注者に対して施設類を要約的理当課に提出するよう改善の指示を行ふものとする。</p> <p>② 特別の事情を有すると認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、一定の期間を指定しその期間内に施設類を契約担当課に提出するよう求めるものとする。この際、当該期間内に受注者から施設類が提出されなかつた場合には、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。</p>	<p>なお、工場（受発注者間の契約における工期をいう。以下同じ。）内かつ当該通知後ににおいても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が繼續している場合には、監督職員は一定の期間を定めて、受注者に対して施設類を要約的理当課に提出するよう改善の指示を行ふものとする。</p> <p>② 特別の事情を有すると認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、一定の期間を指定しその期間内に施設類を契約担当課に提出するよう求めるものとする。この際、当該期間内に受注者から施設類が提出されなかつた場合には、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。</p>	<p>なお、工場（受発注者間の契約における工期をいう。以下同じ。）内かつ当該通知後ににおいても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が繼續している場合には、監督職員は一定の期間を定めて、受注者に対して施設類を要約的理当課に提出するよう改善の指示を行ふものとする。</p> <p>② 特別の事情を有すると認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、一定の期間を指定しその期間内に施設類を契約担当課に提出するよう求めるものとする。この際、当該期間内に受注者から施設類が提出されなかつた場合には、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。</p>
<p>その後当該期間内に受注者から施設類が提出されなかつた場合には、①に規定する額の制裁金を請求することとなる旨を受注者に対して通知するものとする。</p> <p>なお、工期内かつ当該通知後ににおいても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が繼續している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して施設類を要約的理当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。</p> <p>③ ①に該当する場合において、同規定に定める期間（延長があったときは、延長後の期間）内に施設類が提出されなかつたときの受注者に対する制裁金の請求の事前通報</p> <p>① 特別の事情を有しないと認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由を通知するものとする。</p> <p>なお、工期内かつ当該通知後ににおいても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が繼續している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して施設類を要約的理当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。</p>	<p>その後当該期間内に受注者から施設類が提出されなかつた場合には、①に規定する額の制裁金を請求することとなる旨を受注者に対して通知するものとする。</p> <p>なお、工期内かつ当該通知後ににおいても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が繼續している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して施設類を要約的理当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。</p> <p>③ ①に該当する場合において、同規定に定める期間（延長があったときは、延長後の期間）内に施設類が提出されなかつたときの受注者に対する制裁金の請求の事前通報</p> <p>① 特別の事情を有しないと認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由を通知するものとする。</p> <p>なお、工期内かつ当該通知後ににおいても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が繼續している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して施設類を要約的理当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。</p>	<p>その後当該期間内に受注者から施設類が提出されなかつた場合には、①に規定する額の制裁金を請求することとなる旨を受注者に対して通知するものとする。</p> <p>なお、工期内かつ当該通知後ににおいても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が繼續している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して施設類を要約的理当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。</p> <p>③ ①に該当する場合において、同規定に定める期間（延長があったときは、延長後の期間）内に施設類が提出されなかつたときの受注者に対する制裁金の請求の事前通報</p> <p>① 特別の事情を有しないと認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由を通知するものとする。</p> <p>なお、工期内かつ当該通知後ににおいても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が繼續している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して施設類を要約的理当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。</p>
<p>④ 制裁金の請求に係る会計担当課への通知</p> <p>契約担当課は、受注者に対して制裁金を請求することとなる旨の通知を行つた後、速やかに、国、国の債権の管理制度等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）第 12 条の規定に基づき、工事請負契約書第 7 条の 2 の違反に起因して債務が発生した旨の債権発生通知書を会計担当課（地方支分部局等において経費及び收入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關するることを担当する課をいう。）に送付するものとする。</p> <p>なお、その際には債権発生の令額や総額を記載された金額をも含み、又は総額を記載した金額を用いるものとする。</p> <p>② 特別の事情を有すると認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう求めるものとする。</p>	<p>④ 制裁金の請求に係る会計担当課への通知</p> <p>契約担当課は、受注者に対して制裁金を請求することとなる旨の通知を行つた後、速やかに、国、国の債権の管理制度等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）第 12 条の規定に基づき、工事請負契約書第 7 条の 2 の違反に起因して債務が発生した旨の債権発生通知書を会計担当課（地方支分部局等において経費及び收入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關するることを担当する課をいう。）に送付するものとする。</p> <p>なお、その際には債権発生の令額や総額を記載された金額をも含み、又は総額を記載した金額を用いるものとする。</p> <p>② 特別の事情を有すると認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう求めるものとする。</p>	<p>④ 制裁金の請求に係る会計担当課への通知</p> <p>契約担当課は、受注者に対して制裁金を請求することとなる旨の通知を行つた後、速やかに、国、国の債権の管理制度等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）第 12 条の規定に基づき、工事請負契約書第 7 条の 2 の違反に起因して債務が発生した旨の債権発生通知書を会計担当課（地方支分部局等において経費及び收入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關するることを担当する課をいう。）に送付するものとする。</p> <p>なお、その際には債権発生の令額や総額を記載された金額をも含み、又は総額を記載した金額を用いるものとする。</p> <p>② 特別の事情を有すると認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう求めるものとする。</p>

		現行
平成29年10月1日より適用	平成29年4月1日より適用	
的に提出された当該社会保険等未加入建設業者に係る契約書や施工体則台帳の写しを添付するものとする。	的に提出された当該社会保険等未加入建設業者に係る契約書や施工体則台帳の写しを添付するものとする。	のとする。
(5) 建設業担当課への通報	(5) 建設業担当課への通報	(4) 建設業担当課への通報
契約担当課は、(2)(1)又は(3)(1)の場合においては受注者に対して制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、(3)(2)の場合においては当該特別の事情を有すると認めめた旨の通知を行った後、遅やかに、当該工事を監査した地方支分部局等における建設業者の指導及び監督に関することを担当する課(大臣直属官房官房監修課及び特許局等の所掌による「建設業担当課」という。)に、発注者名、工事件名、当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号及び住所を通報するものとする。なお、その際には施工体則台帳及び耳下臍免通知書(1)(2)に掲げる場合に限る。)の写しを添付するものとする。	契約担当課は、(2)(1)又は(3)(1)の場合においては当該特別の事情を有しない旨の通知を行った後、(3)(1)の場合においては当該特別の事情を有する旨の通知を行った後、(2)の場合は当該特別の事情を有する旨の通知を行った後、遅やかに、当該工事を監査した地方支分部局等における建設業者の指導及び監督に関することを担当する課(大臣直属官房官房監修課及び特許局等の所掌による「建設業担当課」という。)に、発注者名、工事件名、当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号及び住所を通報するものとする。なお、その際には施工体則台帳の写しを添付するものとする。	契約担当課は、(1)(2)の場合においては当該社会保険等未加入建設業者の許可権者に対する通知を行った後、(3)(1)の場合は当該特別の事情を有する旨の通知を行った後、(2)の場合は当該特別の事情を有する旨の通知を行った後、遅やかに、当該工事を監査した地方支分部局等における建設業者の指導及び監督に関することを担当する課(大臣直属官房官房監修課及び特許局等の所掌による「建設業担当課」という。)に、発注者名、工事件名、当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号及び住所を通報するものとする。なお、その際には施工体則台帳の写しを添付するものとする。
(6) 許可権者による指導等	(6) 許可権者による指導等	(5) 許可権者による指導等
建設業担当課は、契約担当課から通報を受けたときは、当該社会保険等未加入建設業者の許可権者に連絡することとし、連絡を受けた許可権者は、必要に応じて建設業担当課と連携して建設業許可申請時(許可の更新時を含む。)及び経営事項審査等と同様に社会保険等の加入に係る指導等の手続を行うものとする。	建設業担当課は、契約担当課から通報を受けたときは、当該社会保険等未加入建設業者の許可権者に連絡することとし、連絡を受けた許可権者は、必要に応じて建設業担当課と連携して建設業許可申請時(許可の更新時を含む。)及び経営事項審査等と同様に社会保険等の加入に係る指導等の手続を行うものとする。	建設業担当課は、契約担当課から通報を受けたときは、当該社会保険等未加入建設業者の許可権者に対する指導等の手続を行った後、(1)又は(2)(1)又は(3)(1)の場合は当該特別の事情を有する旨の通知を行ったときは、当該社会保険等未加入建設業者の許可権者に対する指導等の手続を行った後、(2)の場合は当該特別の事情を有する旨の通知を行ったときは、当該社会保険等未加入建設業者の許可権者に対する指導等の手續を行った後、遅やかに、当該工事を監査した地方支分部局等における建設業者の指導及び監督に関することを担当する課(大臣直属官房官房監修課及び特許局等の所掌による「建設業担当課」という。)に、発注者名、工事件名、当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号及び住所を通報するものとする。なお、その際には施工体則台帳の写しを添付するものとする。
2. 社会保険等未加入建設業者と一回下請契約を締結した受注者に対する指名停止等	2. 社会保険等未加入建設業者と一回下請契約を締結した受注者に対する指名停止等	2. 社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した受注者に対する指名停止等
(1) 契約担当課は、(1)、(2)又は(3)(1)の場合において、受注者に対して制裁金を請求することとなる旨の通知を行ったときは、当該社会保険等未加入建設業者の下請負人が行う工事の終了後に、当該下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあつては、1. 及び2. の規定に準じて取り扱うものとする。	(1) 契約担当課は、(1)、(2)又は(3)(1)の場合は当該特別の事情を有する旨の通知を行ったときは、当該社会保険等未加入建設業者の下請負人が行う工事の終了後に、当該下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあつては、1. 及び2. の規定に準じて取り扱うものとする。	(1) 契約担当課は、(1)又は(2)(1)又は(3)(1)の場合は当該特別の事情を有する旨の通知を行ったときは、当該社会保険等未加入建設業者の下請負人が行う工事の終了後に、当該下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合に、(1)の定めによる通知があつた場合は、別記4に掲げる各通知の規定に基づく工事成績評定の減点に必要な対応を行うものとする。
(2) 技術担当課は、(1)の定めによる通知があつた場合は、別記4に掲げる各通知の規定に基づく工事成績評定の減点に必要な対応を行うものとする。	(2) 技術担当課は、(1)の定めによる通知があつた場合は、別記4に掲げる各通知の規定に基づく工事成績評定の減点に必要な対応を行うものとする。	(2) 技術担当課は、(1)の定めによる通知があつた場合は、別記4に掲げる各通知の規定に基づく工事成績評定の減点に必要な対応を行うものとする。
3. その他	3. その他	3. その他
(1) 最終的に提出された下請契約書等の写し、特別事情申明書及び確認書類は、契約担当課において、契約関係図書の一部として保存するものとする。	(1) 最終的に提出された下請契約書等の写し、特別事情申明書及び確認書類は、契約担当課において、契約関係図書の一部として保存するものとする。	(1) 「請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第93号)の「別紙一-5①「施工プロセス」のチェックリスト(案)」
(2) それぞれの下請負人が行う工事の終了後に、当該下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあつては、1. 及び2. の規定に準じて取り扱うものとする。	(2) それぞれの下請負人が行う工事の終了後に、当該下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあつては、1. 及び2. の規定に準じて取り扱うものとする。	(2) 「請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第32号)の「別紙一-2「施工プロセス」チェックリスト(案)」
(3) 本通知の実施に際し疑惑が生じた場合には、本省担当課と協議されたい。	(3) 本通知の実施に際し疑惑が生じた場合には、本省担当課と協議されたい。	(3) 「請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第88号、国官技第34号)の「別紙一-2「施工プロセス」チェックリスト(案)」
(4) 別記1)	(4) 別記1)	(4) 別記1)
○「請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第93号)の「別紙一-5①「施工プロセス」のチェックリスト(案)」	○「請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第93号)の「別紙一-5①「施工プロセス」のチェックリスト(案)」	○「請負工事成績評定要領の運用について」(平成25年3月29日付け国港技第114号)の「別紙一-5①「施工プロセス」のチェックリスト(案)」
○「官廳工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第32号)の「別紙一-2「施工プロセス」チェックリスト(案)」	○「官廳工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第32号)の「別紙一-2「施工プロセス」チェックリスト(案)」	○「官廳工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」(平成25年3月29日付け国港技第114号)の「別紙一-5①「施工プロセス」のチェックリスト(案)」
○「官廳工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け空建第47号)の「別紙一-1「航空局工事成績評定要領」」	○「官廳工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月26日付け空予第238号、空建第47号)の「別紙一-1「航空局工事成績評定要領」」	○「官廳工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」(平成25年3月29日付け国港技第114号)の「別紙一-5①「施工プロセス」のチェックリスト(案)」
○「官廳工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第88号、国官技第34号)の「別紙一-2「施工プロセス」チェックリスト(案)」	○「官廳工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第88号、国官技第34号)の「別紙一-2「施工プロセス」チェックリスト(案)」	○「官廳工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」(平成25年3月29日付け国港技第114号)の「別紙一-5①「施工プロセス」のチェックリスト(案)」
(5) 別記2)	(5) 別記2)	(5) 别記2)
○「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚英第25号)	○「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚英第25号)	○「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚英第25号)

現行	
<p>平成 29 年 4 月 1 日より適用</p> <p>当該へ特別事情申請書を送付するものとする。</p> <p>契約担当課及び技術担当課（地方支分部局等において工事の品質確保又は監督若しくは検査を担当する課又は室をいう。以下同じ。）は、特別事情申請書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行うものとする。</p> <p>局長等又は事務所長は当該特別の事情に該当するか否かを決定するものとするが、当該決定に当たっては、委員会等による審議結果を活用しても差し支えない。</p> <p>また、特別事情申請書が提出されなかつた場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。</p> <p>② ①以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合</p> <p>監督職員は、施工体別台帳（再下請負通知書を含み、当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下同じ。）の写しを要約担当課に送付するものとする。</p> <p>また、受注者に対して、当該下請負人に社会保険等に加入することを指揮するよう書面にて通知するとともに、当該通知を行った日から 30 日以内に、未加入の社会保険等につき届出の業務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）又は特別事情申請書を要約担当課に提出することを求めるものとする。</p> <p>この際、当該期間（延長があった場合は、延長後の期間）内に確認書類が提出されず、かつ、当該特別の事情を有すると認められた場合は、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。</p> <p>ただし、受注者が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると受注者が認める場合は、受注者は、確認書類又は特別事情申請書の提出期間を 60 日（当該下請負人が、二次下請負人、（一次下請負人が、その請け負った建設工事を他の建設業者を當む者に譲り負わせる場合における当該他の建設業者を當む者をいう。）以外の下請負人のときは 90 日）に延長することができるものとする。</p> <p>契約担当課においては、施工体別台帳の写しの送付を受け、要約違反のおそれが発生した旨を局長等及び事務所長に報告するものとする。</p> <p>その後受注者から特別事情申請書が提出された場合は、①に連絡するものとする。</p> <p>（2）①に該当する場合における受注者に対する制裁金の請求の事前通知等</p> <p>① 特別の事情を有しないと認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由並びに以下の計算式により算出した額の制裁金を請求することとなる旨を通知するものとする。</p> <p>（2）①に該当する場合における受注者に対する制裁金の請求の事前通知等</p> <p>① 特別の事情を有しないと認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者により算出した額の制裁金を請求することとなる旨を通知するものとする。</p>	<p>理由書面を送付するものとする。</p> <p>契約担当課及び技術担当課（地方支分部局等において工事の品質確保又は監督若しくは検査を担当する課又は室をいう。以下同じ。）は、理由書面に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行いうものとする。</p> <p>局長等又は事務所長は特別の事情に該当するか否かを決定するものとするが、当該決定に当たつては、委員会等による審議結果を活用しても差し支えないとみなして差し支えない。</p> <p>② ①以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合</p> <p>監督職員は、施工体別台帳及び再下請負通知書を当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。）の写しを要約担当課に送付するものとする。</p> <p>要約担当課においては、当該書面を添えて、社会保険等未加入建設業者が下請負人である旨を、局長等及び事務所長に報告するものとする。</p> <p>P = C × 0.1 P : 制裁金の額 C : 受注者と社会保険等未加入建設業者との一次下請負人との下請契約に係る請負代金額（※）</p> <p>（※）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 15 条の規定に基づき受注者から最終的に提出された下請契約書に記載された請負代金額を用いるものとする。</p> <p>P = C × 0.1 P : 制裁金の額 C : 受注者と社会保険等未加入建設業者との一次下請負人との下請契約に係る請負代金額（※）</p> <p>（※）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 13 条の規定に基づき受注者から最終的に提出された下請契約書に記載された請負代金額を用いること。</p>
<p>平成 29 年 10 月 1 日より適用</p> <p>当該へ特別事情申請書を送付するものとする。</p> <p>契約担当課及び技術担当課（地方支分部局等において工事の品質確保又は監督若しくは検査を担当する課又は室をいう。以下同じ。）は、理由書面に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行いうものとする。</p> <p>局長等又は事務所長は当該特別の事情に該当するか否かを決定するものとするが、当該決定に当たつては、委員会等による審議結果を活用しても差し支えないとみなして差し支えない。</p> <p>また、理由書面が提出されなかつた場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。</p> <p>② ①以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合</p> <p>監督職員は、施工体別台帳（再下請負通知書を含み、当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下同じ。）の写しを要約担当課に送付するものとする。</p> <p>また、受注者に対して、当該下請負人に社会保険等に加入することを指揮するよう書面にて通知するとともに、当該通知を行った日から 30 日以内に、未加入の社会保険等につき届出の業務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）又は特別事情申請書を要約担当課に提出することを求めるものとする。</p> <p>この際、当該期間（延長があった場合は、延長後の期間）内に確認書類が提出されず、かつ、当該特別の事情を有すると認められた場合は、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。</p> <p>ただし、受注者が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると受注者が認める場合は、受注者は、確認書類又は特別事情申請書の提出期間を 60 日（当該下請負人が、二次下請負人、（一次下請負人が、その請け負った建設工事を他の建設業者を當む者に譲り負わせる場合における当該他の建設業者を當む者をいう。）以外の下請負人のときは 90 日）に延長することができるものとする。</p> <p>要約担当課においては、施工体別台帳の写しの送付を受け、要約違反のおそれが発生した旨を局長等及び事務所長に報告するものとする。</p> <p>その後受注者から特別事情申請書が提出された場合は、①に連絡するものとする。</p> <p>（2）①に該当する場合における受注者に対する制裁金の請求の事前通知等</p> <p>① 特別の事情を有しないと認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者により算出した額の制裁金を請求することとなる旨及びその理由並びに以下の計算式により算出した額の制裁金を請求することとなる旨を通知するものとする。</p> <p>（2）①に該当する場合における受注者に対する制裁金の請求の事前通知等</p> <p>① 特別の事情を有しないと認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者により算出した額の制裁金を請求することとなる旨及びその理由並びに以下の計算式により算出した額の制裁金を請求することとなる旨を通知するものとする。</p> <p>P = C × 0.1 P : 制裁金の額 C : 受注者と社会保険等未加入建設業者との一次下請負人との下請契約に係る請負代金額（※）</p> <p>（※）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 15 条の規定に基づき受注者から最終的に提出された下請契約書に記載された請負代金額を用いるものとする。</p>	<p>理由書面を送付するものとする。</p> <p>契約担当課及び技術担当課（地方支分部局等において工事の品質確保又は監督若しくは検査を担当する課又は室をいう。以下同じ。）は、理由書面に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行いうものとする。</p> <p>局長等又は事務所長は特別の事情に該当するか否かを決定するものとするが、当該決定に当たつては、委員会等による審議結果を活用しても差し支えないとみなして差し支えない。</p> <p>また、理由書面が提出されなかつた場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。</p> <p>② ①以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合</p> <p>監督職員は、施工体別台帳及び再下請負通知書を当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。）の写しを要約担当課に送付するものとする。</p> <p>要約担当課においては、当該書面を添えて、社会保険等未加入建設業者が下請負人である旨を、局長等及び事務所長に報告するものとする。</p> <p>P = C × 0.1 P : 制裁金の額 C : 受注者と社会保険等未加入建設業者との一次下請負人との下請契約に係る請負代金額（※）</p> <p>（※）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 13 条の規定に基づき受注者から最終的に提出された下請契約書に記載された請負代金額を用いること。</p>

<p>なお、工期（受注者間の契約における工期をいう。以下同じ。）内かつ当該通知においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。</p> <p>② 特別の事情を有すると認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、一定の期間を指定し、その期間内に、当該社会保険事業者未加入建設業者未加入の社会保険等につき届出の義務を履行し、確認書類を契約担当課に提出するよう請求すること。</p> <p>また、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかつた場合には、(1)に規定する額について制裁金を請求することとなる旨を受注者に対して通知する。</p> <p>工期内かつ確認書類の提出期限後においても工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、当該社会保険事業者未加入建設業者が、確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。</p> <p>その後当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかつた場合には、(1)に規定する額の制裁金を請求することとなる旨を受注者に対して通知するものとする。</p> <p>なお、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。</p> <p>(3) (1)②に該当する場合には、同規定に定める期間（延長があつたときは、延長後の期間）内に確認書類が提出されなかつたときの受注者に対する通知等</p> <p>① 特別の事情を有しないと認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由を通知するものとする。</p> <p>なお、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。</p> <p>C：社会保険事業者未加入建設業者とその注文者（※1）との下請契約に係る請求代金額（※2）</p> <p>（※1）社会保険事業者未加入の下請負人（受注者を除く。）をいう。</p> <p>（※2）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第16条の規定に基づき受注者から最終的に提出された額をいう。</p> <p>なお、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。</p> <p>② 特別の事情を有すると認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するものとする。</p> <p>(3) 制裁金の請求に係る会計担当課への通知</p> <p>契約担当課は、受注者に対して制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、速やかに、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第12条の規定に基づき、工事請負契約書第7条の2の違反に起因して債務が発生した旨の債権発生通知書を会計担当課（地方支分部局等において経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関することを担当する課をいう。）に送付するものとする。</p> <p>なお、その際には債権発生の金額や逓減を纏めた書類（任意様式）及び最終</p>
--

<p>平成 29 年 10 月 1 日より適用</p> <p>○「官庁常設部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 9 月 5 日付け建設省監督発第 556 号）</p> <p>○「工事請負契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）</p> <p>○「工事標準請負契約書について」（平成 8 年 3 月 19 日付け空送第 212 号）</p>	<p>平成 29 年 4 月 1 日より適用</p> <p>○「官庁常設部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 9 月 5 日付け建設省監督発第 556 号）</p> <p>○「工事請負契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）</p> <p>○「工事標準請負契約書について」（平成 8 年 3 月 19 日付け空送第 212 号）</p>
<p>(別記 3)</p> <p>○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）</p> <p>○「官庁常設部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 4 月 1 日付け建設省監督第 124 号）</p> <p>○「官庁常設部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）</p> <p>○「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 6 月 28 日付け空送第 386 号）</p> <p>○「北海道開拓局工事契約等指名停止等の措置要領」（昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）</p>	<p>(別記 3)</p> <p>○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）</p> <p>○「官庁常設部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 4 月 1 日付け建設省監督第 124 号）</p> <p>○「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）</p> <p>○「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 6 月 28 日付け空送第 386 号）</p> <p>○「北海道開拓局工事契約等指名停止等の措置要領」（昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）</p>
<p>(別記 4)</p> <p>○「請負工事成績評定要領の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国管技第 93 号）の「別紙一 2 ④「検査項目別運用表」」7. 法令遵守等】</p> <p>○「營繩工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国管技第 32 号）の「別紙一 1「検査項目別運用表（營繩工事）」」8. 法令遵守等】</p> <p>○「官庁常設部所掌工事成績評定要領の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国管技第 32 号）の「別紙一 1「検査項目別運用表（營繩工事）」」8. 法令遵守等】</p> <p>○「官庁常設部所掌工事成績評定要領の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国管技第 88 号、国管技第 34 号）の「別紙一 1「検査項目別運用表（營繩工事）」」8. 法令遵守等】</p> <p>○「請負工事成績評定基準の改正について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国管技第 114 号）の「別紙一 2「検査項目別運用表」」7. 法令遵守等】</p> <p>○「航空局工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 26 日付け空予第 238 号、空建第 47 号）の「別添 1 - 1 航空局工事成績評定実施要領」中「別添一 2「検査項目別運用表（航空局工事）」」7. 法令遵守等」又は「別添 1 - 2 航空局建設工事成績評定実施要領」中「別添一 1「検査項目別運用表（公共建築工事）」」8. 法令遵守等】</p>	<p>(別記 4)</p> <p>○「請負工事成績評定要領の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国管技第 93 号）の「別紙一 2 ④「検査項目別運用表」」7. 法令遵守等】</p> <p>○「營繩工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国管技第 32 号）の「別紙一 1「検査項目別運用表（營繩工事）」」8. 法令遵守等】</p> <p>○「官庁常設部所掌工事成績評定要領の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国管技第 88 号、国管技第 34 号）の「別紙一 1「検査項目別運用表（營繩工事）」」8. 法令遵守等】</p> <p>○「請負工事成績評定基準の改正について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国管技第 114 号）の「別紙一 2「検査項目別運用表」」7. 法令遵守等】</p> <p>○「航空局工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 26 日付け空予第 238 号、空建第 47 号）の「別添 1 - 1 航空局工事成績評定実施要領」中「別添一 2「検査項目別運用表（航空局工事）」」7. 法令遵守等」又は「別添 1 - 2 航空局建設工事成績評定実施要領」中「別添一 1「検査項目別運用表（公共建築工事）」」8. 法令遵守等】</p>